

## 横浜市水道局管路研修施設の利用に関する要綱

制 定 平成 28 年 8 月 15 日局長決裁

最近改正 令和 3 年 2 月 10 日局長決裁

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市水道局管路研修施設（以下「研修施設」という。）の横浜市水道局以外の団体の利用に関し、円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (利用の目的)

第 2 条 研修施設は、次の各号に掲げる目的に利用することとし、それ以外の利用は認めない。

- (1) 配水管の水運用技術及び維持管理技術等の研修
- (2) 水撃圧を体感する擬似装置を使用した研修
- (3) 耐震管の配管研修（接合、解体、溝切及び切断を含む。）
- (4) 給水装置の配管技術及び維持管理技術の研修
- (5) 漏水を探查する研修
- (6) 水道技術に関する調査研究

### (利用の相手方)

第 3 条 研修施設は、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「利用団体」という。）に対し、利用させることができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 公益社団法人日本水道協会
- (3) 横浜市出資法人等の情報公開の推進に関する要綱（平成12年6月制定）第 2 条第 3 項第 1 号に該当する法人
- (4) 水道関連事業を行う法人

2 前項各号に掲げる団体のほか、研修施設は、横浜市の他の区局等に対し、利用させることができる。この場合において、利用の手続等については、前項各号に掲げる団体に対する手続等に準じて取り扱うものとする。

### (利用申込手続)

第 4 条 利用団体が利用できる研修施設は別表 1 に掲げる施設とし、その利用申込みは、管路研修施設利用申込書（兼利用料減額申込書）（第 1 号様式）に管路研修施設利用計画書（第 1 号様式の 2）及び管路研修施設入場者名簿（第 1 号様式の 3）を添付して行うものとする。

- 2 前項の利用申込みは、利用日の2か月前から1か月前（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の日）まで受け付けるものとする。
- 3 利用団体は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）へ研修施設の利用内容について資料を提出し、必要に応じて説明をしなければならない。

（利用日及び利用時間）

第5条 研修施設を利用できる日は、休日を除く日とし、利用時間は次のとおりとする。ただし、利用時間には、準備及び片付けの時間を含む。

- (1) 全 日：午前9時から午後4時30分まで
- (2) 午前半日：午前9時から午前12時まで
- (3) 午後半日：午後1時から午後4時30分まで

（利用の承認）

第6条 管理者は、第4条第1項の規定により利用の申込みを受け、その利用を承認したときは、管路研修施設利用承認書（兼利用料減額承認書）（第2号様式）を交付するものとする。

- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用を承認しないことができる。
  - (1) 使用目的が第2条各号の規定に該当しないとき。
  - (2) 研修施設の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
  - (3) 研修施設を損傷又は汚損するなど管理上支障があると認められるとき。
  - (4) 研修施設の改修工事等を行うために必要であると認められるとき。
  - (5) 第1号から前号までに掲げるもののほか、管理者が不相当と認めるとき。
- 3 次条第2項の納付期限までに利用料を納付しなかった利用者については、利用の承認を取り消すことができるものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項のただし書の場合において、利用日の前日までに利用料を納付しなかった利用者については、利用の承認を取り消すことができるものとする。

（利用料の支払及び減免）

第7条 研修施設の利用料は、別表1に定めるところによる。

- 2 利用団体は、利用料を管理者が発行する納入通知書により、納付期限までに納付しなければならない。
- 3 別表2に掲げる利用団体が申込書により減額を申請し、管理者がこれを承認したときに限り、利用料の2分の1を減額する。

(利用の取消し又は変更の承認)

- 第8条 利用団体は、研修施設の利用を取消し、又は変更しようとするときは、利用日の2週間前(2週間前が休日に当たるときは、その直前の日)までに管路研修施設利用承認書(兼利用料減額承認書)を添えて管路研修施設利用取消(変更)申込書(第3号様式)を提出するものとする。ただし、利用団体が天災その他その責めに帰することができない事由によって期限までに提出をすることができない場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定による申込みに対し、管理者が承認したときは管路研修施設利用取消(変更)承認書(第4号様式)を交付するものとする。

(取消し又は変更に伴う利用料の返還若しくは追徴)

- 第9条 研修施設の利用変更をする場合において変更前の承認に基づく既に納付済みの利用料から変更の承認に基づく利用料を差し引いた額に差額があるときは、これに相当する額(以下「利用料相当額」という。)を利用団体に返還又は追徴するものとする。また、取消しの場合にあっては既納の利用料の8割を返還するものとする。
- 2 利用料相当額の返還は、利用者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。この場合において、口座振込手数料は利用団体の負担とし、口座に振り込む額は、納付済みの利用料相当額から口座振込手数料を差し引いた額とする。ただし、利用料相当額が振り込み手数料に満たない場合は返還しないこととする。
- 3 利用料相当額の追徴がある場合は、管理者が発行する納入通知書により納付期限内に納付するものとする。
- 4 第12条第1項により利用を中止又は中断した場合、原則、利用料の返還は行わないものとする。

(研修施設の管理)

- 第10条 利用団体が研修施設を利用する際に研修施設管理に必要な横浜市水道局職員(以下「職員」という。)を置くものとする。また、研修施設の管理上必要がある場合、管理者は、その職員を利用団体が利用している場所に立ち入らせることができる。
- 2 管理者は地震、事故等の災害の発生状況によっては、利用団体に対し研修施設の保全及び安全保持のための指示をすることができる。

(利用上の制限及び遵守事項)

- 第11条 利用団体は、研修施設の利用に当たり、常に安全確保に努め、承認を受けた目的以外に研修施設を利用してはならない。
- 2 利用団体は、研修施設を研修に参加する者(以下「参加者」という。)以外の第三者に使用させてはならない。
- 3 利用団体は、研修施設を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

- 4 利用団体は、承認を受けた利用範囲外の水道施設を使用してはならない。
- 5 利用団体は、営利目的として研修施設を利用してはならない。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。
- 6 利用団体は、研修施設の利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 中村ウォータープラザ内の人材開発課で受付手続を行うこと。
  - (2) 利用当日は、納入通知書兼領収書又はその写しを職員に提示すること。
  - (3) 研修施設の敷地内は、禁煙とする。
  - (4) 研修施設に設置された設備及び備品を施設外に持ち出さないこと。
  - (5) 研修施設の配管には、水道水以外の異物（液体、気体等）を充填又は混入させないこと。
  - (6) 研修施設の利用に当たって、写真や動画の撮影を行ってはならない。ただし、利用申込みと併せて撮影の許可について申請を行い、管理者が認めた場合はこの限りではない。
  - (7) 研修施設の設備又は備品を毀損し、又は汚損したときは、速やかに職員に届出を行い、報告書の提出を行うこと。
  - (8) 研修施設の利用が終了したときは、直ちに利用した備品等を所定の位置に戻して整理整頓を行い、原状に回復させた上で局立会職員の点検を受けること。
  - (9) 研修施設の利用により得た情報を外部へ公表してはならない。ただし、公表前に書面による許可の申請を行い、管理者が認めた場合はこの限りではない。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、この利用承認に当たり、特に付された条件があるときは、これに従うこと。

(利用の中止又は中断)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、研修施設利用の中止又は中断を指示することができる。

- (1) 前条の規定に反し、利用上の制限及び遵守事項を遵守せず、研修施設の保全及び安全性を侵害したとき。
  - (2) 第10条第2項の規定により、研修施設の安全保持が困難であると認められるとき。
- 2 利用団体は、職員から前項各号の理由により、研修施設利用の中止又は中断の指示があった場合、これに従わなければならない。

(報告)

第13条 利用団体は、管理者の求めがあった場合においては、第4条第3項の規定によるものとは別に利用内容について資料を提出し、必要に応じて説明をしなければならない。

(利用の禁止)

第14条 第11条、第12条第2項及び前条の規定に反したときは、以後の利用を原則として禁

止する。

(損害賠償)

- 第15条 研修施設の利用中に生じた事故の責任は、利用団体が負わなければならない。ただし、事故の発生が横浜市水道局の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 2 利用団体又は参加者がその責めに帰すべき事由により研修施設に損害を与えた場合、利用団体はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行し、平成29年8月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1に掲げる利用料は、この要綱の実施日以降の研修施設の利用について適用し、実施日以前の研修施設の利用については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年2月10日局長決裁)

この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

別表 1

基本利用料	基本利用料 (税込/円)					
	全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税

※各利用施設の事前準備、片付け点検、ロッカー、トイレ等の利用料を含む。

利用施設 (フィールド施設)	施設利用料 (税込/円)					
	全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税
耐震管配管接合実習施設 (配管・工具等含む)	24,200	22,000	2,200	12,100	11,000	1,100
ピット内配管接合実習施設 (配管・工具等含む)	14,410	13,100	1,310	7,260	6,600	660
ひねり配管・漏水修繕実習 施設 (配管・工具等含む)	16,060	14,600	1,460	8,030	7,300	730
給水管実習施設 (分岐穿孔なし)	9,680	8,800	880	4,840	4,400	440
給水管実習施設 (分岐穿孔あり A)	12,320	11,200	1,120	6,160	5,600	560
給水管実習施設 (分岐穿孔あり B)	12,760	11,600	1,160	6,380	5,800	580
漏水調査実習施設	15,950	14,500	1,450	8,030	7,300	730
感性向上体験施設	24,860	22,600	2,260	12,430	11,300	1,130
配水管路施設	23,100	21,000	2,100	11,550	10,500	1,050

※ (分岐穿孔あり A) : ダクタイル管 (K形) 口径 100mm に給水分岐穿孔

※ (分岐穿孔あり B) : ビニルライニング鋼管 (SGP-VB) 50mm に給水分岐穿孔  
それぞれ、管材料表より必要な本数を加算する。

防災啓発スペース (講義室)	施設利用料 (税込/円)					
	全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税

管材料表

材料名	仕様	数量	単位	税			備考
				税込 価格	税抜 価格	消費税	
ダクタイル鋳鉄管直管 (K形)	φ100×4m 1種管	1	本	26,840	24,400	2,440	給水管 分岐穿孔用
ビニルライニング鋼管 (SGP-VB)	φ50×4m	1	本	6,520	5,928	592	給水管 分岐穿孔用

※ (目安) 1本あたり、10箇所程度の穿孔可能

別表 2

減免の対象とされる利用団体	
1	国又は他の地方公共団体
2	横浜市の他の区局等
3	水道関連事業を行う公益法人（公益社団法人日本水道協会等）
4	その他管理者が認めた団体

第1号様式（第4条関係）

管路研修施設利用申込書（兼利用料減額申込書）

（申込先）

横浜市水道事業管理者  
水道局長

住所  
申請者 商号又は名称  
代表者名

横浜市水道局管路研修施設の利用に関する要綱の内容を承諾し、利用について申し込みます。

利用年月日	年 月 日	小雨決行 雨天順延	<input type="checkbox"/>	申込年月日	年 月 日		
利用団体名				申込者氏名			
利用団体の住所	〒 -			電話番号			
利用料減額申請	する ・ しない	利用団体の区分					
利用目的				参加予定者数			
利用施設等				利用時間（○を記入）			金額（税抜）
				午前	午後	全日	
基本利用料（各利用施設の事前準備、点検及び更衣棟の使用を含む）						円	
小計				—	—	円	
耐震管配管接合実習施設（配管・工具等含む）						円	
ピット内配管接合実習施設（配管・工具等含む）						円	
ひねり配管・漏水修繕実習施設（配管・工具等含む）						円	
給水管実習施設（分岐穿孔なし）						円	
給水管実習施設（分岐穿孔ありA） 管材料___本						円	
給水管実習施設（分岐穿孔ありB） 管材料___本						円	
漏水調査実習施設						円	
感性向上体験施設						円	
配水管路施設						円	
防災啓発スペース（講義室）						円	
小計				—	—	円	
合計金額（税抜）					円		
減額後金額（税抜）					円		
利用料（税込）					円		
うち消費税					円		
整理番号	第 号						

※太線内のみ記入してください。利用の取消し又は変更は利用日の2週間前までとなります。



第1号様式の3(第4条関係)

管路研修施設入場者名簿			
利用年月日	年 月 日 ( 曜日)		
利用時間	時 分 から 時 分まで		
利用団体名	(〒 - )		
利用時の責任者			
電話番号	( )		
入場者数			
	氏名	団体名(参加団体)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

第2号様式（第6条関係）

## 管路研修施設利用承認書（兼利用料減額承認書）

水人開第 \_\_\_\_\_ 号

（利用団体名）

様

横浜市水道事業管理者  
水道局長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日付、  
\_\_\_\_\_をもって申込のありました管路研修施設利用申込に  
ついては、次のとおり利用を承認します。

利用年月日	年	月	日	曜日	小雨決行 雨天順延	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料減額	有・無		利用団体の区分					
利用施設等	利用時間（○を記入）			金額（税抜）				
	午前	午後	全日					
基本利用料（各利用施設の事前準備、点検及び更衣棟の使用を含む）							円	
小計	—	—	—				円	
耐震管配管接合実習施設（配管・工具等含む）							円	
ピット内配管接合実習施設（配管・工具等含む）							円	
ひねり配管・漏水修繕実習施設（配管・工具等含む）							円	
給水管実習施設（分岐穿孔なし）							円	
給水管実習施設（分岐穿孔ありA） 管材料____本							円	
給水管実習施設（分岐穿孔ありB） 管材料____本							円	
漏水調査実習施設							円	
感性向上体験施設							円	
配水管路施設							円	
防災啓発スペース（講義室）							円	
合計金額（税抜）							円	
減額後金額（税抜）							円	
利用料（税込）							円	
うち消費税							円	

### 利用条件

- 施設への出入りは中村ウォータープラザ内人材開発課で必ず入場・退場手続きを行ってください。
- 利用当日に納入通知書兼領収書又は、その写しを水道局立会者に提示してください。
- 利用を終了したときは、直ちに整理整頓を行い、利用した箇所を原状回復してください。
- 利用にあたっては、常に安全確保に努めるとともに利用中に生じた事故は利用団体において責任を持って対応してください。
- 利用にあたって、参加した者の責めに帰すべき事由により研修施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- 研修施設を損傷又は汚損するなどした場合は、利用団体は事故報告書を提出してください。
- 利用の取消し又は変更は利用日の2週間前までとなります。

第3号様式（第8条関係）

## 管路研修施設利用取消（変更）申込書

（申込先）

第

号

横浜市水道事業管理者

水道局長

住所

申請者 商号又は名称

代表者名

横浜市水道局管路研修施設の利用に関する要綱の内容を承諾し、利用について { 取消 }  
{ 変更 } を申込みます。  
※太線内のみ記入してください。

利用年月日	年 月 日
申込者氏名	
利用団体の住所	〒 — 電話番号 ( )
利用目的	参加予定者数
利用料減額	有・無 利用団体の区分

年 月 日、水人開第 号をもって承認を受けた使用を次により取消いたします。

年 月 日、水人開第 号をもって承認を受けた使用内容を次により変更いたします。

※太線のみ記入してください。ただし取消の場合は記入不要です。

上段：変更前

下段：変更後

利用施設等	利用日	利用時間(○を記入)			金額(税抜)
		午前	午後	全日	
基本利用料 (各利用施設の事前準備及び点検、更衣室の使用を含む)	/				円
耐震管配管接合実習施設(配管・工具等含む)	/				円
ピット内配管接合実習施設(配管・工具等含む)	/				円
ひねり配管接合・漏水修繕実習施設(配管・工具等含む)	/				円
給水管実習施設(分岐穿孔なし)	/				円
給水管実習施設(分岐穿孔ありA) 管材料__本	/				円
給水管実習施設(分岐穿孔ありB) 管材料__本	/				円
漏水調査実習施設	/				円
感性向上体験施設	/				円
配水管路施設	/				円
防災啓発スペース(講義室)	/				円
合計金額(税抜)					円
減額後金額(税抜)					円
利用料(税込)					円
うち消費税					円